



外国人従業員の個人所得税

FDI企業が知っておくべき専門的税務アドバイス

VINA BOOKKEEPING



本研修の内容



I. 居住者・非居住者の区別

ベトナムにおける居住ステータスの判定基準と、それに基づく課税範囲・税率の違い。



II～III. 居住証明書・申告書類の選択

外国居住証明書の取得手続きと租税条約（DTA）の適用、適切な申告様式の選択方法。



IV～VII. 特殊な納税期間・控除規定

初回・最終の確定申告期間の確定方法、海外保険料控除、海外納付税額の控除ルール。

居住者と非居住者の区別

居住ステータスの正確な判定は、課税対象所得の範囲と適用税率を決定する最も重要なステップです。

居住者 (Residents)

全世界所得 (Global Income) に課税
累進税率: 5%~35%

非居住者 (Non-residents)

ベトナム源泉所得のみに課税
一律固定税率: 20%

居住者の判定基準 (いずれか1つを満たす場合)

- **滞在日数:** 暦年または最初の入国日から12ヶ月連続で、183日以上ベトナムに滞在
- **住所:** 一時滞在証または永住証に登録された住所を有する、または183日以上賃貸契約 (複数契約の合算可)

非居住者の判定基準

- 滞在日数が183日未満、かつ
- 有効な定住住所を有しない場合

→ 上記居住者要件をいずれも満たさない個人が該当します。

居住者の課税詳細

課税対象所得の範囲

全世界所得（Global Income）
ーベトナム国内外問わず、どこで支払われたかに関係なく発生した全ての所得が対象。

計算方法・税率

給与・賃金所得に対して**累進税率5%～35%**を適用。

控除項目

人的控除（本人：月155万VND、扶養家族：1人月62万VND）、強制保険料控除、寄付・慈善控除が適用可能。

非居住者の課税詳細

課税対象所得の範囲

ベトナム源泉所得（Vietnam-sourced Income）のみ。
所得の受取場所（ベトナム国内か国外か）は問いません。

計算方法・税率

給与・賃金所得に対して**一律20%の固定税率**を適用。

控除の適用

人的控除、保険料控除、寄付控除は一切**適用不可**。



第II章

外国居住証明書と租税条約（DTA）の適用

外国人個人は、以下のいずれかの場合に外国税務当局が発行する**税務上の居住証明書（Tax Residency Certificate - TRC）**を取得・提出する必要があります。

01

ベトナム非居住者であることの証明

ベトナムに定住住所（183日以上賃貸契約）はあるが滞在日数が183日未満の場合、他国・地域の居住者であることを証明するために必要。

02

租税条約（DTA）に基づく免税申請

ベトナムと当該国との間で締結された租税条約の免税・減税規定をベトナム源泉所得に適用するために必要。

手続きと必要書類

1

STEP 1: 原本取得

対応する課税年度の**居住証明書原本**を外国税務当局に申請・取得する。

2

STEP 2: 領事認証・翻訳

取得した居住証明書に対して**領事認証**を行い、その後ベトナム語への**公証翻訳**を実施する。

適切な個人所得税申告書類の選択

適切な様式の選択は、**申告主体**（企業が代理申告か個人が自己申告か）と**申告期間**（四半期か年次確定申告か）によって異なります。

ケース1: ベトナム企業のみからの単一収入源

ベトナム企業が源泉徴収して納付。個人の申告方法は、ベトナム人従業員と基本的に同様。

ケース2: 2収入源（相互清算なし）

- ・ベトナム企業分：企業が四半期ごとに様式**05/KK-TNCN**で申告
- ・親会社分：個人が四半期ごとに様式**02/KK-TNCN**で自己申告

ケース3: 2収入源（ベトナム企業が親会社へ全額精算）

- ・ベトナム企業分：企業が月次/四半期ごとに様式**05/KK-TNCN**で申告
- ・親会社立替分：ベトナム企業が最終的な支払者として、月次/四半期ごとに様式**05/KK-TNCN**で申告

ケース3における重要ポイント

ベトナム子会社が親会社に給与立替を依頼していても、最終的な所得の支払者はベトナム企業であるため、ベトナム企業が源泉徴収義務を負います。この場合、個人は**単一収入源**とみなされ、企業への確定申告委任（様式**05/QTT-TNCN**）が引き続き認められます。

各ケースの申告様式まとめ

- ・ **05/KK-TNCN**：企業による源泉徴収申告
- ・ **02/KK-TNCN**：個人の自己申告（四半期）
- ・ **05/QTT-TNCN**：企業が代理で行う年次確定申告

外国人の初回個人所得税確定申告期間の確定

初めてベトナムに赴任する専門家・労働者の初回確定申告期間は、最初の暦年の実際の滞在日数に基づいて決定されます。



STEP 1: 暦年（12/31まで）での居住判定

居住者と判定→ 最初の入国日～当該年12/31が初回確定申告期間。

非居住者と判定→ STEP 2へ進む。

STEP 2: 最初の入国日から12ヶ月連続の滞在日数確認

183日以上→ 最初の入国日から12ヶ月連続が初回確定申告期間。

183日未満→ 非居住者として確定、初回期間の確定申告義務なし。



外国人が帰国する際の最終申告期間

出国時点で非居住者の場合

確定申告手続きは**不要**。月次・四半期の通常申告のみ実施。



出国時点で居住者の場合

給与・賃金所得について**確定申告が必要**。申告書類の提出期限は**出国日から45日以内**。確定申告の義務は個人にあります（民法に基づく委任の場合を除く）。

居住者の最終確定申告期間（帰国時）

最終確定申告期間は、帰国年の1月～労働契約終了月かつベトナム出国月（月単位で算入）まで。

労働契約終了後に出国が翌月になる場合（例：8月に契約終了、9月に出国）、税務当局が出国月（9月）まで確定申告を求めることがあります。規定は未整備の部分もありますが、実務上リスクを避けるため、**労働契約終了月と出国月を一致させる**ことを強く推奨します。

実務上の推奨事項

外国人専門家は、**労働契約の終了月と同月にベトナムを出国**するよう事前にスケジュールを計画してください。これにより、予期しない税務上のリスクを回避できます。

海外で納付した強制保険料の控除

ベトナムにおける居住者に該当する外国人個人は、給与・賃金所得に係る個人所得税の計算において、**海外で納付済みの強制保険料を控除**することができます。



控除対象の保険種類

強制社会保険、強制健康保険、強制失業保険、および法律上加入が義務付けられている職業賠償責任保険。



控除の適用条件

当該保険が、外国人の国籍国または勤務地の国の法律により**強制加入**と定められていること。



証明書類の要件

保険機関からの領収書の写し、または所得支払機関による保険料控除・納付に関する確認書が必要。外国語の書類は**ベトナム語への公証翻訳**が必須。

海外納付税額のベトナム税額からの控除

控除の基本原則

ベトナム居住者が海外で発生した所得に対して当該国で個人所得税を納付した場合、その納付済税額をベトナムで納付すべき個人所得税から控除することができます。

控除限度額（上限）

控除できる税額は、**海外源泉所得に按分したベトナム税法上の税額を超えることはできません。**
海外納付税額が上限を超える場合、超過分は控除不可かつ翌年への繰越も不可。

必要書類

外国税務当局発行の**納税証明書原本**、または銀行・海外所得支払機関からの**納税・源泉徴収証明書のコピー**。全書類はベトナム語への翻訳が必要。

控除計算の考え方

控除可能な金額は次の算式で求めた上限額を超えられません：

控除限度額 = ベトナム税法による総税額 × (海外源泉所得 ÷ 全世界総所得)

実際の海外納付額がこの限度額を下回る場合は、実際の納付額が控除されます。

注意事項

海外での納付税額が控除限度額を超えた場合、**超過部分はいかなる場合も控除不可**であり、翌年以降への繰越も認められていません。

VINA BOOKKEEPING 税務アドバイザリーサービス

お問い合わせ先

外国人従業員の個人所得税に関するご相談は、お気軽にお問い合わせください。

ウェブサイト・メール



<https://vinabookkeeping.com>

 info@vbk.com.vn

本社 – ホーチミン市

The Sarusビル 8階
67 Nguyen Thi Minh Khai,
District 1
ホーチミン市

ハノイ事務所

148ビル 12階
148 Hoang Quoc Viet,
Cau Giay District
ハノイ市

ニャチャン事務所

VCNビル 2階
A1 Street, Vinh Diem
Trung Urban Area
カインホア省